

北海道告示第10676号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第63条の規定により、自立支援医療（精神通院医療）を担当する次の医療機関から休止の届出を受理した。

「次の医療機関」は、省略し、その名称、所在地、担当すべき医療の種類及び休止年月日等は北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課、各総合振興局及び振興局に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和6年4月19日

北海道知事 鈴木 直道